

福岡県遠賀郡

芦屋町ふるさと応援寄付金をお寄せください

ふるさと納税で、芦屋町を応援してください！！



ふるさと納税制度とは

☺ 新しく税を納めるものではありません。

☺ 個人が、地方公共団体に対して2,000円を超える寄付をおこなった時、
住民税や所得税から一定の控除を受けることができる制度です。

☺ 寄付をする『ふるさと』は、出身地以外でも『お世話になったふるさと』や『応援したいふるさと』など、自由に選ぶことができます。

☺ 寄付をしていただけの方の思いを反映するために、対象となるメニューを設けています。

寄付をしていただけの方は、まずは芦屋町役場までご連絡をお願いします！！

【申し込み・問い合わせ】 芦屋町役場 企画政策課 総合政策係

TEL : 093-223-3571 FAX : 093-223-3927

E-mail : kikaku@town.ashiya.lg.jp URL : <http://www.town.ashiya.lg.jp>

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

■寄付の手続と流れ

- ①芦屋町へ電話などで問い合わせをしてください。
- ②芦屋町から送られた寄付申込書を提出してください。
- ③芦屋町から送られた納付書などで寄付金を納入してください。
- ④芦屋町から寄付証明書を送ります。
- ⑤所得税の確定申告または、住所地の市区町村で住民税の申告をしてください。

■ふるさとに貢献して税も控除（寄付金控除の仕組み）

ふるさと納税では、個人住民税を払っている人が芦屋町へ寄付をした場合、2,000円を超える額について、住民税と所得税が控除されます。

例えば、A市に住んでいるあなたが芦屋町に「ふるさと納税」として寄付すると、A市の住民税は税額控除され、芦屋町に税金を納めたのと同じようになります。

■5,000円以上寄付していただいた方には、芦屋町からお礼の品を進呈させていただきます。

●寄付金控除の例【年収700万円（給与収入）夫婦（専業主婦）・子2人（高校生と大学生）】

地方公共団体への寄付金：30,000円

寄付控除額（適用下限額2,000円を超える部分）

A 適用下限額
(寄付金控除の対象外)
2,000円

B 所得控除額
2,800円

C 個人住民税控除額 25,200円

基本控除額
2,800円

特例控除額
22,400円

自己負担分

所得税と個人住民税合わせて28,000円が控除されます。

■ふるさと芦屋を元気にする寄付の対象メニュー

芦屋釜に代表される歴史文化や、まちの中央に流れる遠賀川と白砂青松の海岸線など風光めいびな自然環境を後世に引き継ぐとともに、活力ある協働のまちづくりをすすめるため、ふるさとの思いを持つ人々が貢献できるように、対象事業を設けています。

1) 自然環境の保全や生活環境の保全

地域公園の整備・緑化運動の推進
環境の美化 など

2) 産業や観光の振興

農業漁業の振興、芦屋の特産品開発、芦屋
海浜公園や観光スポットの整備 など

3) 医療や福祉の充実

食の自立支援などの高齢者支援事業、障が
い者支援、子育て支援 など

4) 教育や文化の振興

少人数学級事業や学力の向上事業
青少年の健全育成、文化財保護 など

5) あしや花火大会事業

大正時代から始まった伝統ある、あしや花
火大会事業を実施します。

6) 茶の湯の名器、芦屋釜復興事業

芦屋釜物師の養成や芦屋釜復興のための
事業に活用します。

7) その他

その他、上記のテーマ以外に町長が認めた
事業に活用します。

皆様からのご支援を、心より
お待ちしています。